

「世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：文部科学省（文化庁）、環境省 勧告日：平成28年1月15日
 回答日：平成28年8月15日～22日

- 世界文化遺産は、顕著な普遍的価値を有する文化財を人類全体の遺産として保護し、保存することが目的
 我が国では、平成28年7月現在、16遺産が登録（注）
 （注）平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び28年7月に登録された「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」を除く14遺産を対象に調査を実施
- 我が国では、文化財保護法、自然公園法などの各種法令や条例に基づき保存・管理
- 世界文化遺産への登録は、観光資源としての地域活性化への効果も期待され、遺産の活用を図りながら保存・管理を行っていくことが重要



国、地方公共団体等による保存・管理等の取組はおおむね良好。しかし、中には、以下のような実態もみられた

調査結果	勧告等	改善措置状況
------	-----	--------

1. 落書きの実態の的確な把握

- 落書きにより重要文化財等がき損（6遺産15件）
- 文化庁が承知していない落書きあり（6遺産14件）
 - ・ き損届が未提出（「落書き＝き損」が周知徹底されていない）
 - ・ き損届の提出状況が不明（文化庁に過去の記録が残っていない）



- 落書きについてのき損届の提出励行の周知徹底
- き損届により把握した落書きについて
 - ・ 情報の適切な記録・管理
 - ・ 修理等の必要性の検討・判断、助言等の実施
 【文部科学省】

- 文化財保護行政担当者等を対象とした会議等において、落書きについてのき損届の提出励行の周知徹底を実施
- 提出されたき損届により把握した情報を管理する管理簿を作成
- 文化庁が承知していなかった14件の落書きについては、個別にき損届の提出励行の周知徹底を実施
 【文部科学省】

調査結果

勧告等

改善措置状況

2. 現状変更等の許可申請の励行

- 教育委員会の現状変更等の許可なく、史跡内に建築物が設置等（3遺産3件）（注）

（注）うち1件は、当省の調査結果を受け、教育委員会が指導を行った結果、改善済み

- 教育委員会が現状変更等の事実を未把握のものあり



- 教育委員会による巡視活動の充実など、無許可の現状変更等を把握するための措置の要請

- 現状変更等の許可申請の励行の周知徹底

【文部科学省】

- 文化財保護行政担当者等を対象とした会議において、無許可の現状変更等を把握するための措置の要請及び許可申請の励行の周知徹底を実施

- 2件の無許可の現状変更等については、個別に許可申請の励行の周知徹底を実施

【文部科学省】

3. 自然公園法による規制の周知徹底

- 都道府県知事の許可なく、国立公園及び国定公園の特別地域（注）内に工作物等が設置（色彩が周辺の風致又は景観を阻害）（2遺産6件）

（注）現在の景観を極力維持する必要がある地域等

- 設置事業者は規制の内容を承知せず



- 自然公園法による規制に関する事業者への法令遵守の周知徹底について、都道府県に助言等を実施

【環境省】

- 事業者への法令遵守の周知徹底を図るため、関係都道府県に通知を发出

- 6件の無許可で設置された工作物等については、都道府県による指導が行われ、うち1件が撤去

【環境省】



4. 世界文化遺産の活用の推進

- 世界文化遺産を活用して地域活性化を図る補助事業（注）において、地方公共団体等に対する更なる情報提供の余地あり

（注） 文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）

- 世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進

【文部科学省】

- 世界文化遺産活性化事業について、事業の効果の検証・分析のための指標等を例示予定

- 同事業の実施状況を踏まえ、指標等の設定状況や事業の効果の検証・分析結果について、今後ホームページ等において情報提供を実施予定

【文部科学省】

（参考）来訪者の安全性又は利便性の確保

- 来訪者の安全性又は利便性が損なわれているものあり（参詣道に落石のおそれ等）（3遺産5件）

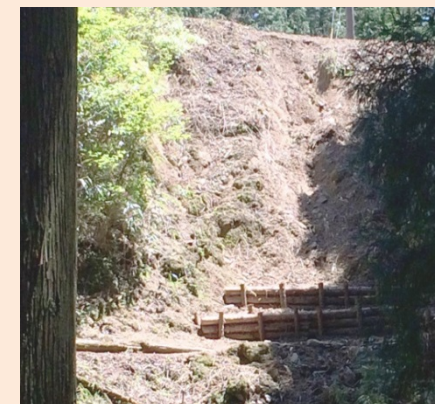


- 関係地方公共団体による速やかな改善の促進（管区行政評価局、行政評価事務所から通知）

【地方公共団体】

- 来訪者の安全性又は利便性が損なわれていた5件については、全て改善措置が実施済み

【地方公共団体】



世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年12月～28年1月
- 2 対象機関 調査対象機関：宮内庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
関連調査等対象機関：都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成28年1月15日 文部科学省（文化庁）、環境省

【回答年月日】 文部科学省（文化庁） 平成28年8月15日 環境省 平成28年8月22日

【調査の背景事情】

- 世界文化遺産は、顕著な普遍的価値を有する文化財を人類全体の遺産として保護し、保存することが目的
我が国では、平成28年7月現在、16遺産が登録（注）
（注）平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び28年7月に登録された「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」を除く14遺産を対象に調査を実施
- 我が国では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）などの各種法令や条例に基づき保存・管理
- 世界文化遺産への登録は、観光資源としての地域活性化への効果も期待され、遺産の活用を図りながら保存・管理を行っていくことが重要
- この調査は、世界文化遺産の持続的な保存・管理及び活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査し、関係行政の改善を資するために実施

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進</p> <p>(1) 文化財保護法に基づく保存・管理の推進</p> <p>ア 落書きによる重要文化財等のき損</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする重要文化財等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 世界文化遺産に登録されている重要文化財等の落書きの状況を的確に把握するため、所有者等や都道府県等教育委員会に対して、</p> <p>i) 落書きについては、き損に該当すること</p> <p>ii) 落書きについてのき損届の提出の励行を周知徹底すること。</p> <p>また、提出されたき損届により把握した情報を適切に記録し、管理するとともに、重大・重篤な落書きについては、文化庁においても対応の必要性等の検討・判断を適切に行い、修理が必要と判断されるものについては、所有者等が適切な措置を講ずることができるよう助言等の支援を行うこと。</p> <p>② 世界文化遺産以外の重要文化財等についても、上記と同様の措置を講ずること。</p> </div> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 世界文化遺産の構成資産となっている重要文化財（国宝含む。）及び史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）は、文化財保護法により保護</p> <p>○ 重要文化財等にき損があった場合、所有者等は都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）を經由して文化庁長官に届出が必要</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>→ 都道府県や市（政令市・中核市）教育委員会等の記念物保護行政担当者等（建造物担当を含む。）を対象とした「記念物保護行政担当者会議」（平成28年6月16日開催）及び都道府県や市町村教育委員会の美術工芸品担当者を対象とした「国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災・防犯対策研修会」（平成28年8月2日開催）において、総務省の勸告について説明を行い、落書きについてのき損届の提出の励行等を周知徹底し、併せて所有者等への周知徹底を依頼した。</p> <p>また、以下の会議等においても、同様の措置を講じていく予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産所在地方公共団体が一堂に会する「世界文化遺産関係都道府県主管課長会議」（平成28年8月25日開催） ・ 都道府県や市区町村等において文化財行政に携わる者を対象とした「文化財行政講座」（平成28年10月31日～11月2日開催） <p>勸告において指摘されたき損届が未提出又は文化庁において提出の確認ができなかった14件の落書き事例については、関係教育委員会に対して、所有者等からのき損届の提出の励行等について個別に周知徹底を行うとともに、関係教育委員会を通じて、所有者等に対してもき損届の提出を求めている。</p> <p>引き続き、関係教育委員会に対して、助言等を行うとともに、関係教育委員会を通じて、所有者等に対してもき損届の提出を求めていく。</p> <p>また、提出されたき損届により把握した発見年月日、被害状況、き損の</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 117 構成資産 (14 遺産) のうち 78 構成資産 (14 遺産) について調査した結果、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落書きによるき損が 10 構成資産 (6 遺産) で計 15 件みられた。 ・ このうち、き損届が提出されていることが確認できたのは 1 構成資産 (1 遺産) 1 件で、4 構成資産 (2 遺産) 5 件については、落書きが届出を要するき損であるとの認識がなかったなどの理由により、き損届が未提出となっている。また、6 構成資産 (4 遺産) 9 件については、文化庁に過去の記録が残っておらず、き損届の提出状況を確認できなかった。 ・ き損届が未提出又は文化庁において提出の確認ができなかった 10 構成資産 (6 遺産) 14 件については、文化庁では落書きの発生自体を承知しておらず、対応の必要性等の検討・判断及びそれを踏まえた所有者等に対する指導の事実は確認できなかった。 <p>イ 史跡等の無許可の現状変更等</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする史跡等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、文化財保護指導委員等による巡視活動の充実など、世界文化遺産に登録されている史跡等の無許可の現状変更等の法令違反を的確に把握するための措置を講ずるよう改めて周知徹底すること。</p> <p>② 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、世界文化遺産に登録されている史跡等について、現状変更等の許可申請の励行を改めて周知徹底すること。</p> </div>	<p>原因、今後の対応予定等の情報を適切に記録するための管理簿を作成した。落書きによるき損についても、当該管理簿に適切に記録し、き損の程度に応じて必要な対応を行っていく予定である。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 都道府県や市（政令市・中核市）教育委員会等の記念物保護行政担当者等（建造物担当を含む。）を対象とした「記念物保護行政担当者会議」（平成 28 年 6 月 16 日開催）において、総務省の勧告について説明を行い、史跡等の無許可の現状変更等の法令違反を的確に把握するための措置を講ずること及び史跡等の現状変更等の許可申請の励行を周知徹底し、併せて所有者等への周知徹底を依頼した。</p> <p>また、以下の会議等においても、同様の措置を講じていく予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産所在地公共団体が一堂に会する「世界文化遺産関係都道府県主管課長会議」（平成 28 年 8 月 25 日開催）

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="203 201 1106 288">③ 世界文化遺産以外の史跡等についても、上記①及び②と同様の措置を講ずること。</p> <p data-bbox="181 300 371 328">(制度の概要等)</p> <ul data-bbox="192 347 1106 619" style="list-style-type: none"> ○ 所有者等が重要文化財等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を行う場合、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可が必要（軽微な現状変更等は都道府県等教育委員会の許可） ○ 都道府県等教育委員会の職員等は、重要文化財等の管理状況を把握するため、巡視活動を実施 <p data-bbox="181 636 315 665">(調査結果)</p> <ul data-bbox="192 684 1106 1054" style="list-style-type: none"> ○ 世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産）について調査した結果、 <ul data-bbox="226 783 1106 1054" style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等教育委員会による現状変更等の許可を受けず、史跡内に建築物を設置しているなどの例が 3 構成資産（3 遺産）3 件みられた。 ・ このうち、2 構成資産（2 遺産）2 件については、都道府県等教育委員会から原状回復するよう指導しているにもかかわらず改善されておらず、1 構成資産（1 遺産）1 件については、都道府県等教育委員会では把握していなかった。 <p data-bbox="181 1118 920 1147">(2) 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進</p> <p data-bbox="221 1174 696 1203">自然公園法に基づく保存・管理の状況</p> <p data-bbox="181 1230 315 1259">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="203 1278 1106 1414">環境省は、世界文化遺産の適切な保存・管理を推進する観点から、世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯となっている国立公園に係る法定受託事務を行う都道府県及び国定公園を管理する都道府県に対し、</p>	<ul data-bbox="1167 201 2089 280" style="list-style-type: none"> ・ 都道府県や市区町村等において文化財行政に携わる者を対象とした「文化財行政講座」（平成 28 年 10 月 31 日～11 月 2 日開催） <p data-bbox="1160 344 2089 520">勧告において指摘された史跡等の無許可の現状変更等の 2 件(注)の事例については、関係教育委員会に対して、所有者等からの許可申請の励行について個別に周知徹底を行うとともに、関係教育委員会を通じて、所有者等に対しても許可申請の提出等を求めている。</p> <p data-bbox="1160 536 2089 616">引き続き、関係教育委員会に対して、助言等を行うとともに、関係教育委員会を通じて、所有者等に対しても許可申請の提出等を求めていく。</p> <p data-bbox="1189 632 2089 719">(注) 勧告において指摘された 3 件の事例のうち 1 件については、総務省の調査結果を受け、所有者等に対して都道府県等教育委員会が指導を行った結果、許可申請が行われ、平成 27 年 5 月 26 日付けで許可されている。</p> <p data-bbox="1144 1230 1256 1259">【環境省】</p> <p data-bbox="1133 1278 2089 1453">→ 世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯となっている国立公園に係る法定受託事務を行う都道府県及び国定公園を管理する都道府県に対し、自然公園法による規制に関する事業者への法令遵守の周知徹底について、「世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査の結果（勧告）について」（平</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="203 196 1106 288" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自然公園法による規制に関する事業者への法令遵守の周知徹底について助言等を行うこと。</p> </div> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界文化遺産のうち国立公園及び国定公園に指定されている区域は、自然公園法によっても保護 ○ 国立公園及び国定公園の特別地域(注)内に工作物及び広告物「以下「工作物等」という。)の新設を行う際には、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要(工作物等の色彩及び形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でない等の許可基準あり) <p>(注) 現在の景観を極力維持する必要がある地域等</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界文化遺産に登録されている重要文化財等である117構成資産(14遺産)のうち78構成資産(14遺産。緩衝地帯を含む。)について調査した結果、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園及び国定公園の特別地域内において、都道府県知事の許可を受けずに工作物等が設置され、工作物等の色彩及び形態が周辺の風致又は景観を阻害しているものが6件(2構成資産、4緩衝地帯(2遺産))みられた。 ・ これらの工作物等を設置した事業者は、自然公園法等の規制内容を承知していなかった。 <p>2 世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進</p> <p>(勸告要旨)</p> <div data-bbox="203 1305 1106 1447" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、世界文化遺産を活用した取組のより効果的かつ効率的な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「文化遺産を活かした地域活性化事業(世界文化遺産活性化事業)」</p> </div>	<p>成28年3月29日付け環境省自然環境局国立公園課長通知)等を発出した。</p> <p>勸告において、都道府県知事の許可を受けずに工作物等が設置され、工作物等の色彩及び形態が周辺の風致又は景観を阻害しているとの指摘がされた6件の事例については、関係都道府県の指導により1件の工作物等が撤去される等、改善に向けた取組がなされているところである。</p> <p>引き続き、自然公園法による規制に関する法令遵守が徹底されるよう、関係都道府県と連携を図る。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 平成28年度事業については、平成27年11月末時点で応募が終了しているため、平成29年度事業を実施する際には、事業実施計画書において記載すべき指標等を例示する予定である。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>に係る事業実施計画書において記載すべき指標等を例示するとともに、同計画書における指標等の設定状況について、地方公共団体及び事業実施主体に対し情報提供を行うこと。</p> <p>② 地方公共団体及び事業実施主体が今後行う世界文化遺産活性化事業の効果に関する検証・分析結果については、同事業の実施状況を踏まえて、地方公共団体及び事業実施主体に対し情報提供を行うほか、文化庁における当該事業内容の改善に向けた検討に活用すること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化庁では、世界文化遺産を活用して地域活性化等を図る補助事業として、平成 27 年度から「文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）」を実施 ○ 地方公共団体は、事業実施計画書において、想定される効果やその測定方法等を指標を用いて具体的に記載し、事業実施後には、地方公共団体及び事業実施主体は、その効果を定量的・定性的に検証・分析 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度の「文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）」が採択されている 12 遺産に係る計 20 事業について、事業実施計画書における指標の設定状況等を調査した結果、同種類別の事業内容にもかかわらず、各地方公共団体が記載した指標、効果測定方法等が区々となっている状況がみられた。 ○ 文化庁では、実施した事業の効果を定量的・定性的に測定するためのノウハウは、これまで地方公共団体等に提供していない。 	<p>また、事業実施計画書における指標等の設定状況については、平成 29 年度事業の同計画書が地方公共団体から提出された後、文化庁ホームページに掲載する等により、地方公共団体及び事業実施主体へ情報提供を行う予定である。</p> <p>→ 世界文化遺産活性化事業の効果に関する検証・分析結果については、平成 28 年度事業の効果に関する検証・分析結果が記載された各事業の実施報告書が地方公共団体から提出された後、文化庁ホームページにおいて掲載すること等により、地方公共団体及び事業実施主体へ情報提供を行う予定である。</p> <p>また、文化庁においても、提出された各事業の実施報告書の内容を精査し、当該事業内容の改善に向けた検討に活用するとともに、地方公共団体及び事業実施主体の事業計画の内容の改善に向けた指導・助言を引き続き実施していく。</p>